

論 説

価値体系と国家価格

杉 野 罔 明

目次

はじめに

第一節 価値体系の概要

第二節 経済学批判体系と国家

第三節 「国家の経済的側面」論

第四節 国家価格とその諸形態

第五節 擬制価値としての国家価格

第六節 国家価格としての租税

あとがき

はじめに

本稿は、「経済構造（経済的諸関係の総体）とその運動法則」を解明する「経済理論」の体系を、価値諸範疇の総体（価値体系）として論理を展開する。なぜなら、経済的諸関係を物象化して抽象的に表現したのが、「価値」諸範疇だからである。資本制社会におけるもっとも単純な経済関係である資本＝賃労働関係を物象的に表現した「生産」価値から、より複雑な経済関係としての価値諸範疇へと、順次的に積み重ねて体系化したものが、「価値体系」である。

ちなみに、『資本論』には、「虚偽の社会的価値」という用語があり、概念的には、『資本論』は、「市場調整的生産価格」という価値範疇までを含んだ価値体系として構成されている。しかし、これを「擬制価値」として定立させるまでには至っていない。

また、「経済学批判体系」の「前半体系」では、資本制社会における三大階級の経済的基盤とその相互諸関係を「国家」として総括するという示唆はあるが、「国家価格」という価値範疇を提起するまでには至っていない。もとより、「後半体系」における経済的範疇として位置づけられている、「外国貿易、世界市場と恐慌」についても、これらを価値体系として論理展開すべきだとマルクスは明示していない。

本稿では、価値範疇の一つとして、「国家価格」を措定する。すなわち、資本制的再生産過程における経済的諸関係の総体（経済構造）とその運動の中に、国家権力の介入によって成立する価値範疇（公的擬制価値）である「国家価格」を指定し、これを価値体系の中に定立する。

さらに「経済学批判体系」との関連、とりわけ小谷・島津氏による「国家の経済的側面」論に

について、これを「関係論的方法の欠落」（没価値論）として論評し、国家と国民経済との関係を、擬制価値と資本蓄積という視点から検討することによって、国家価格の諸形態を析出する。その中でも特に「租税」を「国民的諸権利の総体を保証するという商品の価格」として、これを価値論的に概念付ける。

だが、「価値体系」「擬制価値」「国家価格」といった用語は、経済学界において、一般的に流布されるまでには至っていない。したがって、以下では、まず価値体系の概要から紹介していくことにする。続いて「経済学批判体系における国家」の理論的性格など、順次的に検討する。

その上で、国家機構が、資本制社会における諸階級と取り結ぶの経済的諸関係及びその経済的諸関係を通じて成立する「国家価格とその諸形態」について、そして最後に、公的擬制価値としての国家価格を、価値体系の中で、つまり経済理論の中で定立していくことにしたい。

第一節 価値体系の概要

社会科学としての経済理論は、資本制社会における経済構造とその運動法則を明らかにすることを研究課題とする。その経済構造とは、簡単に言えば、生産、流通、消費という社会的再生産過程の中で取り結ばれる経済的諸関係の総体である。そして、この経済的諸関係を商品交換関係として把握し、その商品の質的実体（投下労働量）を、抽象的に物象化したものが「価値」諸範疇である。

ところで、資本制的再生産の中で展開されている経済的諸関係を、総体として把握し、経済理論を価値体系として構築していくには、「経済学の方法」¹⁾である下向（理論的分析）と上向（理論的構築）が必要である。

そのため、幾つかの典型的な資本制国家における経済的諸現象を、理論的に分析し、もっとも単純で、もっとも基本的な経済関係を具象化した価値範疇である「生産」価値に到達する。

そして今度は、最も単純な価値範疇から、次第に複雑な経済関係を含んだ価値範疇へと歴史的・論理的に展開し、最終的には、現代における世界的な経済関係をも含んだ価値諸範疇を内包した総体的な価値体系を構築することになる。

つまり、経済理論というのは資本制経済の構造とその運動法則を論理的に体系化したものであるが、その具体的な内容は、多様な価値諸範疇（擬制価値を含む）の相互関係を、歴史的・論理的に、かつ体系的に構築した「価値体系」なのである。

ちなみに、価値範疇は、商品の生産過程や流過程、さらには分配関係や消費過程において多様な形態で現れる。経済関係が複雑であればあるほど、それを物象化した価値範疇は、複雑な経済関係を内包した豊富な価値範疇として現れる。このことは、単純な「生産」価値から始まって、「市場調整的生産価格」に至るまでの価値諸範疇、さらには「国家価格」や「国際的国家独占価格」までの価値範疇を含む価値体系を構成することを意味する。

そして、それは現実の複雑な経済的諸関係から下向し、再び上向するという「社会科学としての」経済学の方法論に基づいた、経済的諸関係を総括化する過程でもある。

そこで、価値体系について、その内容を簡単に説明しておこう。

経済関係の中でもっとも基底をなすのは、超歴史的な交換価値を別とすれば、直接的生産過程における経済関係、すなわち直接的生産関係である。生産がなければ、物質的財貨としての商品は実体として存在しえないからである。ここでの生産関係は、具体的には、商品の直接的生産過程における経済関係、すなわち資本（生産手段の所有者）と賃労働（労働力商品）の関係であり、したがって、その物象化として、もっとも基底にある価値範疇は、その資本＝賃労働関係のもとでの生産された商品の価値である。なお、この価値は、市場競争関係を含んでいないので、厳密には「生産」価値と呼ぶべきである。これが「²⁾基底的な価値体系」である。

「生産」価値の質的（実体的）規定は、抽象的人間労働であり、その量的規定は、その商品を生産するのに必要な社会的労働時間である。商品価値の量的大きさが、投下労働時間によって、規定されるというのは、いわば「生産」価値という論理段階での量的規定であり、それは、生産過程における経済関係、それも資本＝賃労働関係という枠の中でのことである。そこでは、生産された商品の価値を、不変資本＋可変資本＋剰余価値量という価値量（「生産価値」）として把握しているだけに過ぎない。これが「生産」価値という価値範疇から、投下資本＋（平均）利潤という内容をもった価値範疇（生産価格）へと転化するには、商品の直接的生産過程だけでなく、生産された商品の価値が実現される過程における経済関係（同一生産部門内での市場競争関係）をふまえなければならない。

市場においては、同一生産部門内だけでなく、異部門間においても諸資本の競争が展開され、いずれの資本も、つまり資本一般は平均利潤を取得することが理論的に設定され、それが個々の商品についても適用されることになる。これが「生産価格」という価値範疇の概念である。ここで留意しなければならないのは、経済用語としての呼称は「価格」ではあっても、概念的には「価値」範疇なのである。先取りして云えば、「国家価格」という範疇もまた価値範疇である。

先へ進もう。周知のように、現実の市場価格は一定ではない。市場価格の変動によって、個別資本の実現利潤率は上下し、商品価値は減価と増価を繰り返す。市場価格が構造的に低迷するようになると、資本は平均利潤を取得できず、資本の減価や価値破壊が生ずる。³⁾

この資本の価値破壊は、生産設備、陳腐化した技術や熟練、既に生産された商品の価値の面で現れる。この資本の価値破壊が生ずれば、その資本は没落し、その資本が生産した商品は市場より退去する。その一方で、一部の資本は、生産諸力を革新し、つまり生産過程での価値、旧来の生産価値を低下させたり、あるいは種差化（Differentiation）した形態で新製品、つまり新しい（生産）価値をもった商品を市場へ新たに送り出してくる。この新しく形成された生産技術のもとで生産された商品の「生産」価値が、「市場価値」である。

ただし、この新たな生産過程を経て生まれた商品がもつ価値、すなわち「市場価値」は、平均利潤を取得できるかどうかは、その商品が市場競争の荒波をくぐらなければ不確定である。そこで、「市場価値」をもった商品が、市場の価格競争を経ながら、平均利潤を取得するという新しい価値範疇が登場してくる。これが「市場生産価格」であり、「価値実体をもった商品の価格」としては、最も具体的な価値範疇である。なぜなら、この「市場生産価格」という価値範疇は、諸資本の競争関係、すなわち生産部門間と同一生産部門内における資本競争、および資本＝賃労働関係を内包しているからである。なお、ここまでの論理段階では、市場において多様な経済的諸関係を取り結ぶ資本制的商品は、全て労働の生産物であるということ、つまり「価値実体をも

つ」という質的規定が、これらの価値諸範疇に共通する「一つの理論的前提」となっている。

この市場での経済関係、つまり市場競争を媒介することによって、「生産」価値の量的規定は、現実に実現された価値量をもつ価値範疇へと論理的に転化する。つまり、「生産」価値は、社会的に規定された「価値」として、多様な規定をうけ、生産価格、市場価値、市場生産価格へと上向する。ここに、「資本制生産置換」における「基本的な価値体系」価値諸範疇で構成された価値体系、すなわち「市場生産価格体系」が論理的に構成されるのである。

だが、現実の経済的諸関係を物象化した、いっそう高次の経済的諸範疇が、歴史的・論理的に登場してくる。それは商業資本や銀行資本（貨幣貸付資本）などである。これらの資本は社会的再生産の過程に介在し、生産資本が獲得する超過利潤の一部を利潤として取得し、蓄積する。これらは、生産資本以外の資本が利潤を求める蓄積運動として法則的に把握できる。また、同じく超過利潤の一部を取得するのであるが、資本ではない経済的範疇が現れる。すなわち土地所有である。

商業資本や貨幣貸付資本、それから土地所有は、これまでの理論展開の前提であった「労働の生産物」あるいは「価値実体をもった」商品を販売するのではない。つまり、これらの経済的諸範疇は、「労働の生産物ではないが、つまり価値実体はないが価格をもつ」商品を販売し、超過利潤の一部を取得するという蓄積運動を展開する。つまり、経済理論は「価値実体をもった商品」だけを前提とした論理体系から「価値実体を持たないが価格をもった商品」をも含んだ価値体系へと、その研究対象を拡張していくのである。つまり研究対象としては、資本一般ではなく、商業資本や貨幣貸し付け資本という特殊形態にある資本、さらには、土地および貨幣の「所有権」そのものではなく、それに規定された「排他的使用権」という商品の価格（擬制価値）が登場してくるのである。かくして、価値体系はより豊富な価値範疇をもって構築され、その相互関係として現れる経済的諸関係とその運動法則も、いっそう内容豊かなものとなる。

商業資本は、生産資本の流通期間を短縮することによって生ずる超過利潤の一部を、購入価格（仕入価格）の低減化という形態で平均利潤を取得する資本である。⁴⁾

貨幣貸付資本は、「一定期間における貨幣の排他的使用権という商品の価格」である「利子」を受け取るという形態で、平均利潤を取得する資本である。⁵⁾

なお、『資本論』では、貨幣の排他的使用権を購入する経済主体を、産業資本に限定しており、その結果として、利子は超過利潤の一部として把握されている。しかし、貨幣の排他的使用権を購入するのは、資本家階級だけでなく、現実がそうであるように、地主や労働者階級も含まれる。つまり、マルクスの『資本論』は、「超過利潤の利子への転化」という視点から利子を論じたものであり、「利子一般」という視点から考察されたものではない。利子について論ずる場合には、この点に留意しなければならない。

さて、土地所有は、「一定期間における土地の排他的使用権（占有権）」という商品の価格として⁶⁾、「地代」〔差額地代の第二形態を除く〕を取得する。これもまた擬制価値をもった経済的範疇の一つである。

そして、これらは、「労働の生産物ではない商品の価格」、同じことだが、「価値実体は無いが価格をもつ商品」として市場に登場するのである。つまり擬制価値あるいは擬制価値を含んだ商品として、市場で一定の経済関係を取り結ぶのである。「利子」や「地代」は、その典型的な経

済的範疇である。そして、これらの商品は、(私的)擬制価値という価値範疇として、価値体系をより豊かなものとして構築していくのである。

こうした擬制価値という範疇に属する商品としては、漁業権や入会権などの営業権、命名権や暖簾、あるいは観覧権(入場権)など、経済的権利が多様な形態で商品化されている。その限りにおいて、経済的権利としての商品がもつ擬制価値は、特殊的ではあるが、同時にそれは社会的一般性をもった普遍的な価値形態である。つまり、「価値実体は無いが、価格をもつ」商品は、資本制社会の中においては、社会的に、かつ広範に存在しているのである。

こうした部類の商品、すなわち擬制価値をもった商品が登場するのは、まさに資本制社会において、商業資本、貨幣貸付資本、興行資本、情報関連資本、サービス業資本などの諸資本、それから土地所有などが現実に存在しており、それが社会再生産の中で一定の経済的諸関係を取り結んでいるからである。そうした経済的諸関係を物象化した、新しい価値範疇が、「擬制価値」なのである。

マルクスは、『資本論』(第五編、地代論)の中で、この擬制価値を「虚偽の社会的価値」と呼んでいるが、本稿では、それを「擬制価値」(Fictitious Value)としている。この擬制価値をもった商品は、市場における経済関係と競争を通じて、「価値実体は無いが、あたかも価値物であるかのように価格をもつ商品」として登場し、「価値」を実現させるのである。

以上みてきたように、資本制社会では、多様な擬制価値が、普遍的に存在している。つまり、擬制価値は、社会的にみて、例外的に存在する価値範疇ではない。そして、この擬制価値の諸形態とその運動法則を明らかにすることも経済理論の研究課題なのである。

したがって、ここでは擬制価値をも含めた価値体系、すなわち超過利潤の分配関係だけでなく、擬制価値の単なる現象形態としての「擬制価格」をも含めた、「市場調整的生産価格体系」という本格的な価値体系が成立することになる。

誤解のないように付記しておく、「市場調整的生産価格」は変動してやまない市場価格を調整する基幹的商品の価格ではなく、階級間、産業資本間の所得、したがって、基本的には、超過利潤の分配関係を調整する価格なのである。

本稿が研究対象としている「国家価格」も擬制価値をもった商品の価格である。だが、これまでの価値体系、すなわち「資本論体系」には、国家価格という価値範疇は含まれていない。この国家価格を論ずるには、資本制経済構造を構成するさらに新しい経済関係が、そして、その物象化として、さらに新しい価値範疇が論理的に導入されねばならない。

ここで述べられている「新しい経済関係」とは、国家が、国家権力を動員しながら、社会的再生産過程における経済的諸関係に介入することによって生ずる新しい経済関係のことである。この経済関係を物象化して把握するためには、従来の価値体系に加えるかたちで、「国家価格」(State Price)という価値範疇を、新たに登場させねばならない。

それでは、「国家価格」とは何か、その実体はいかなるものか。その点については、あらかじめ、「経済学批判体系」における国家について検討し、国家価格という経済的範疇を措定していくのが、論理展開としての筋道であろう。それが、次節および次々節での検討課題となる。

注

- 1) 拙稿「現代資本制経済と価格の理論的分析」(『立命館経済学』第58巻1号, 2009年)では, 現実の市場価格からの下向過程(理論的分析)論を展開している。
- 2) 「価値」という用語を「生産価値」としたのは, 価値諸範疇を体系化する場合に, その性格規定をより厳密化して表現したものである。それは, 市場競争を経していない商品の価値(資本の生産過程における価値範疇)は, すべて「生産価値」であるという認識が必要だからである。
- 3) 拙稿「資本価値の破壊に関する若干の問題」(同誌, 22巻3・4号, 1973年)を参照のこと。
- 4) 拙稿「商業資本と超過利潤」(同誌, 66巻1号, 2017年)を参照のこと。
- 5) 拙稿「貨幣貸付資本と擬制価値」(同誌, 67巻2号, 2018年)では, 擬制価値としての利子について論及し, 『資本論』等の「利子」概念を検討している。
- 6) 拙稿「地代論争と虚偽の社会的価値」(同誌, 45巻6号, 1997年)および山田勝次郎氏の『虚偽の社会的価値論』について(同誌, 56巻5・6号, 2008年)では, 擬制価値としての地代について論及している。

第二節 経済学批判体系と国家

マルクスは「経済学批判序説」において, 資本制経済を研究対象とする経済学の編別構成について, 次のような執筆プラン, いわゆる「経済学批判体系」を想定していた。

「1) 一般的・抽象的諸規定(以下, 中略)。2) ブルジョア社会の内部的仕組みをなし, また基本的諸階級が存立する基礎となっている諸範疇。資本, 賃労働, 土地所有。それら相互の関係。都市と農村。三大階級。これら諸階級間の交換, 流通, 信用制度(私的)。3) 国家の形態でのブルジョア社会の総括。それ自体との関係での考察。「不生産的」階級。租税。国債。公信用。人口。植民地。移住。¹⁾4) 生産の国際的關係。国際的分業。国際的交換。輸出入。為替相場。5) 世界市場と恐慌」

上記の編別構成をみると, 三大階級が存立する基礎となっている諸範疇, すなわち「資本, 賃労働, 土地所有, それら相互の関係」「これら諸階級間の交換」までは, 『資本論』に含まれていると言えよう。もう少し具体的に云えば, 先の第一節でみた価値体系における「市場調整的生産価格」という価値範疇, すなわち「擬制価値」範疇を導入して, 超過利潤をめぐる階級間の競争関係を考察するという論理段階までは, 『資本論』でも取り扱われている。もっとも, マルクスはそうした価値諸範疇を整理し, それを『資本論』の中で具体的に体系化しているわけではない。

ところで, 経済理論を価値体系として構築していく場合に, 問題となるのは, 3)以下の諸項目である。ここでは, 「国家の形態でのブルジョア社会の総括。それ自体との関係での考察」という文章, とくに「総括」をいかに解釈するか, また「それ自体」を「国家」として理解してよいかどうかということが問題となる。

この「総括」については, 既に, 小谷善次・島津秀典両氏による試論的研究(以下, 試論と省略する)がある。この試論の内容を詳細に紹介することはできないが, それでも, この「試論」は, 「総括」についての先行的研究, すなわち原田三郎氏の「非資本主義的な諸関係」説, 池上惇氏の「政治的統括」説, 宇野弘蔵氏の「原理論外」説に対する的確な批判を展開している。そして, この批判は, 論理的にみて十分に納得できる。したがって, そうした諸氏に対する批判を, こ

で繰り返すことはしない。

では、小谷・島津の両氏は、この「総括」をどのように理解しているのか。両氏の見解は、次に引用する二つの文章に要約されていると見なせる。

「われわれが経済学の対象とする『総括』というのは、あくまでも『ブルジョア社会全体を資本制国家権力の支配下にあるという見地から総括する』資本主義国家による資本制社会『統治』の経済的側面²⁾でなければならない」および「資本制社会の現実の土台をなしている資本制的生産関係を基礎にして、そこから必然的に生じ、かつそのうえに立って資本制社会の維持・保存をはからんとする資本主義国家による資本制社会『統治』のさいの経済的側面が分析の対象とされるのである³⁾」

さらに、この試論は、「『資本論』に規定された経済的諸範疇との関連での国家機能⁴⁾」と限定しつつも、「資本主義国家による資本制社会『統治』の経済的側面⁵⁾」とし、その具体的内容として、次節でみるように、国家の経済的諸活動を列挙するのである。

だが、この両氏の見解は正しいだろうか。もともと、この「総括」の原語は、Zusammenfassungである。したがって、「一括して把握する」という意味であって、政治的な「統括」でもなければ、「総括=国家」という意味でもない。平易に云えば、この一文は、「(資本制社会における経済的諸関係を)国家という形態で一括して把握する」ということであり、あくまでも主たる研究対象は資本制経済である。だから、その次に続く「それ自体との関係での考察」という文章は、「それ自体(国家機構)を資本制経済の各経済主体との関係で考察する」という意味なのである。したがって、「総括」を小谷・島津両氏のように、「国家による社会統治の経済的側面」として、つまり国家の機能的役割とみなし、「それ自体」を「ブルジョア国家」とするなら、もう一度『資本論』を展開する羽目になり、結果として、二つの文章の論理的関連を正しく理解できなくなる。

こうした疑問を提するのは、『資本論』の論理レベルでの価値体系、すなわち「市場調整的生産価格」という価値体系では、擬制価値(私的個別的所有権がある商品の排他的使用権の価格)という価値範疇を導入することによって、資本制社会における三大階級の物質的基盤およびそれら相互間における経済関係を既に把握してきているからである。

そうした「市場調整的生産価格」までの価値諸範疇を内包した価値体系で構成された社会については、これを、ひとまず抽象的な「資本制国家」として一括的に把握することができる。つまり、三大階級が展開する経済的諸関係の総体として、この「資本制国家」を政治学的にではなく、経済学的に措定することが出来る。

そこで問題は、改めて、「それ自体との関係での考察」とは何かということになる。「それ自体」とは、一般的、かつ抽象的に総括された資本制国家であり、具体的な経済学的範疇としては、「国家機構」である。だから、「それ自体」である国家機構との関連を踏まえて、資本制経済の構造とその運動法則を、より高次元の論理体系として考察することが必要となるのである。しかも、ここでは「それ自体」である国家機構が、社会的再生産の中で取り結ぶ経済的諸関係を、まさに価値関係として考察しなければならない。しかも、「国家」という政治的範疇(国家権力)の導入は、『資本論』体系としての理論的枠組みを拡大することになる。すなわち、「資本一般」という枠組みに「特殊形態の資本」や「国民的諸階級の物質的基盤」を登場させた「市場調整的生産価

格」体系という枠組みに止まらず、資本についても、「支配的資本と中小零細資本」という階層性を導入した論理的枠組みを新たに構築せざるを得ない。さらに追加して云えば、国家権力を行使する「国家機構」という範疇を価値体系に導入すれば、それに対応する種々の経済主体も、いっそう具体化した形態で登場させねばならない。具体的には、産業別、業種別あるいは地域別に編成される経営団体をはじめ、協同組合や労働組合などがそれである。つまり国家価格は、国家機構だけでなく、これに対応する諸団体との競争関係をも含めるかたちで、決定されるからである。ただし、本稿では、そこまで究明する余裕はない。

さて、このように検討してみると、小谷・島津両氏による「総括」の見解、つまり「資本制国家の経済的側面」を機能的に考察するという見解では、第一に、国家機構という具体的な経済的範疇を設定するという視点を欠落させ、第二に、経済的諸関係を物象化した、価値諸範疇の体系として展開するという経済学の方法論からみて、逸脱してしまう。

では、「国家それ自体」としての国家機構が、社会的再生産との関連で取り結ぶ経済的諸関係の表象としての経済的範疇、より具体的には、価値論、あるいは価値体系論を構成する経済的範疇とは何か、それは価値範疇としての「国家価格」である。

極めて一般的に云えば、国家価格とは、「国家権力が経済（社会的再生産過程）に介在することによって成立する価格の総体」である。なぜ、「総体」かと云えば、国家機構が社会的再生産と取り結ぶ経済関係は多様であり、それだけに国家価格も多様な形態をもって現れてくるからである。次の第三節では、小谷・島津氏が整理した「国家の経済的側面」を借用しながら、国家価格について説明していきたい。

注

- 1) K. MARX “GRUNDRISSE DER KRITIK DER POLITISCHEN ÖKONOMIE”, DIETZ VERLAG, 1953, SS. 28~29. 高木幸二郎監訳『経済学批判要綱』第一分冊, 大月書店, 1958, 30ページ。
- 2) 小谷義次・島津秀典「マルクス主義経済学と国家の理論」(小谷義次・吉岡健次・宮本憲一編『国家と財政の理論』に所収), 青木書店, 1973年, 20ページ。
- 3) 同上書, 29~30ページ。
- 4) 同上書, 32ページ。ただし、この一文は川尻武「経済学体系における国家および世界市場範疇について」に掲載されているもの。
- 5) 同上書, 32ページ。

第三節 「国家の経済的側面」論

国家価格とは、国家機構が取り結ぶ経済的諸関係を物象化した価値範疇である。では、国家は社会的再生産過程の中で、どのような経済関係を取り結んでいるのであろうか。そこで、とりあえず、国家機構の権力行使として現れる「国家の経済的側面」についてみておくことにしよう。

既に紹介しておいたが、小谷・島津両氏は、「資本主義国家による資本制社会「統治」の経済的側面」を、幾つかの部類に分けて整理している。ここでは、それを項目だけ紹介しておこう。

「1. A商品取引の安全保障 B貨幣の度量基準の確定 C貨幣鑄造 D中央銀行における貨

幣準備 E 債券 = ならびに債務契約の安全保障

2. A 労働関連立法 B 最低賃金制の法制化 C 国民教育 D 社会保障
3. A 国家資本 B 社会資本による公共事業 C 国家補助金 D 中央銀行の金融操作
4. A 軍隊, 警察, 行政機構などの不生産的諸階級 B 租税及び徴税機構 C 国債 D 公信用
5. 人口, 植民地, 移住
6. 階級闘争¹⁾

上記の諸項目をみれば判るように、両氏によって整理された「国家『統治』の経済的側面」は、『資本論』および「経済学批判体系」などで展開されている国家の経済的諸機能を多面的に取り上げ、それを整理している。したがって、国家権力そのものを行使する経済的側面という点からみれば、国際的経済関係など欠落した点もあるが、この整理自体に大きな異論はない。

しかし、経済学として、「国家」を研究対象とする場合に、「国家」の「経済的側面」（経済的活動）を、いわば即自的に解明するという方法だけでよいのだろうか。

このような疑問を提起するのは、社会科学としての経済学は、資本制社会における種々の経済主体（諸階級）の経済的諸関係とその運動法則を明らかにすることが研究課題である。したがって、経済理論として、国家を研究対象とする場合には、国家の活動が、資本制社会を構成している三大階級（その他の諸階級、諸階層を含む）と、どのような経済関係を取り結ぶのかという、いわば対自的、即対自的な研究方法が求められることになる。そして、それが、社会科学としての経済理論を構築していく場合の基本的な方法である。さらに付記すれば、その経済的諸関係とその運動法則のそれぞれについて、それを「価値関係」として論理展開していくという方法が採られなければならない。

以上を要約してみると、「国家」を経済理論として研究対象とする場合には、「国家の経済的側面」、すなわち「国家が権力を行使する経済的側面」という即自的な論理展開だけでなく、抽象的な「国家」範疇を、資本制社会における一つの経済的主体として、すなわち「国家機構」という経済的範疇を措定し、この経済機構が他の経済主体と取り結ぶ経済的諸関係を物象化した「価値関係」として把握するという方法が採られねばならない。

また、その経済的諸関係について論究する場合には、その機構が施行する国家政策と区別して、経済関係それ自体を究明しなければならない。そういう視点から、上記の「試論」による分類をみると、必ずしも、そうした区分になってないことが判る。その点を具体的に指摘しておこう。

「1」は、国家が直接的な市場関係から離れても実行可能な行為であり、「2」は経済的側面と云っても、それぞれが資本 = 賃労働関係の背後にある社会的諸関係にすぎない。「3」は事業体としての国家、とくに「国家資本」や「社会資本」という資本概念の是非が問われる。「4」については、権力構造とその物質的基盤。なお軍隊、警察などを「不生産的諸階級」としているが、その階層性や「生産的」という語義を検討すれば、別の「階級」を指しているのではないのか。「5」及び「6」の諸項目については、商品交換関係（市場）との関連がもうひとつ不明確である。とくに「6」を、単純な賃金闘争と狭く解釈するならば、価値体系を逆倒する論理となりはしないか。広く解釈すれば政治学となる。

以上、両氏による「国家統治の経済的側面」について、その問題点も含めて紹介してきた。それを全体として見れば、各項目が、経済関係として、つまり市場における価値関係という視点か

ら整理されていない。それは、国家による「統治」、すなわち国家権力の行使という即自的な視点から把握した「経済的側面」だったからである。

つまり、両氏によっては、「それ自体としての」の「それ」を、「国家」を抽象的な政治権力、つまり「統治機構」として把握し、その「統治機構」が国家権力を行使する経済的諸側面を即自的に整理したために、国家政策的な内容になったのである。

だが、マルクスが記している「それ自体」というのは、「国家機構」という一つの経済的主体のことである。したがって、一つの経済主体としての国家機構が、現実の資本制社会の中でどのような経済的諸関係を取り結ぶのか、その物象化である価値関係はどうなるかということが問題なのである。両氏の場合には、このように価値関係として論理を展開するという視点を欠落させているので、その結果として、「国家価格」という経済的範疇を措定して、論理を「価値論として」展開するということが出来なくなっている。

したがって、以下では、国家権力を行使する国家機構が、社会経済と取り結ぶ経済的諸関係を、価値関係として再整理し、国家価格の内実をもう少し具体的に提示することにしよう。

注

- 1) 小谷義次・島津秀典「マルクス主義経済学と国家の理論」（前出、32～33ページ）

第四節 国家価格とその諸形態

「国家価格の諸形態」については、既に「擬制価値としての国家価格」という論文を公表して¹⁾いる。その論文の基本的な問題意識は、国家機構が社会的再生産の中で、どのような商品交換関係を取り結ぶかというものであった。だから、国家価格の諸形態を、(1)国家機構存続のための物質的諸要素の調達関係（国家調達価格）、(2)国家財源の徴税関係（租税価格）、(3)国有財産の払下関係（国有財産払下価格）、(4)国営企業の商品の売買関係（国営企業の価格）、(5)国家財政の支出と国民的不平等〔市場価格の変動を含む〕（国家政策価格）というように区分した。

なお、価値論として問題となるのは、(2)と(5)である。

(2)の「租税価格」に関しては、租税を商品交換関係における「価格」と見なすことができるかどうかという難問がある。この点については、徴税を「収奪」関係として、いわば政治学的に把握するのではなく、国民経済の「自由と平等」という原則的視点から、「国民的諸権利の保証という商品の価格」として、経済学的に把握することにした。

(5)の「国家政策価格」については、国民の諸権利を保証する、いわば国家政策の施行にともなう「租税の反対給付」が、市場価格の変動も含めて、国民の間で不平等であること、つまり階級的差別が存在することを抽象的に述べるに留めた。その理由は、政治、経済、文化、スポーツ、医療、教育など、多様な面で展開する国家政策がもつ経済的側面を整理し、これを階級的利害関係として、とくに、「反対給付」という即自的な国家政策が資本蓄積に及ぼす役割を分析していないからである。したがって、本稿でも、国家価格の一形態である「国家政策価格」については、これを論究しないことにする。

以上のような論究の結果、前記の論文では、「国家価格」の概念を以下のように規定した。

国家価格という概念は、これを一般的、かつ抽象的に規定すれば、「国家機構が、経済（社会的再生産過程）に権力を介在させた場合の商品価格」である。しかし、この余りにも抽象的かつ一般的な規定だけでは、国家機構が取り結ぶ経済的諸関係の具体的態様が不明確である。

そこで、国家機構が社会的再生産とどのように関わっているか、前の論文は、その点について整理しているので、紹介しておこう。

まず第一に、国家機構は、それ自体として存続していくために必要な物質的財貨（労働力を含む）を市場で購入する。あるいは国家機構（国営企業を含む）が生産し、あるいは所有する物質的財貨を市場で販売する。すなわち国家機構は、商品の売買関係が行われる市場を媒介として、三大階級およびその他の諸階級と多様な経済的諸関係を取り結ぶ。

しかしながら、これだけの抽象的な規定では、その経済的諸関係の中で、国家機構が国家権力をどのように行使（動員）するのか、また、市場価格が、国家権力の介在によってどうなるのかという点でも、具体性に欠けている。そうした難点はあるが、「国家権力の介在によって成立する市場価格」が、「国家価格」の基本的な形態である。

第二に、国家機構は、市場を媒介としないで、「商品」の価格を政治的に決定すること場合がある。その事例の一つのが、国家機構が活動するのに必要な財源を確保するために徴収する租税という「商品」の価格である。それ以外にも、各種の財政支出、対外国融資、賠償などに関連する「諸商品」の価格がそれである。これらの「商品」の価格は、国家価格ではあっても、市場を媒介としないという点で、「政治価格」とでも呼べるような価値範疇を構成する。ただし、租税を初めとする経済的諸範疇を「商品」と見做しうるかどうかは、次節以降へ残された検討課題である。

第三に、国家機構は、その権力を行使し、経済政策を含む多様な国家政策を施行する。この国家政策に基づく財政支出（租税に対する反対給付）によって、国民が受けとる諸権利の大きさは階級によって異なり、さらに市場価格も直接ないし間接的に影響を被る。このような国家諸政策の結果として現れる価格は、いわば「国家政策価格」である。その具体的な内容は、単に経済関係だけでなく実に多様な社会関係に及ぶ。繰り返すが、多様な国家政策の施行の結果として、市場における諸商品の価格に影響が生ずれば、その変動した価格も、また国家価格である。

以上、国家機構が、国家権力を動員して、他の経済主体と多様な経済的関係を取り結ぶが、それが価格形態として現れるのは、「基本的国家価格」「政治価格」「国家政策価格」という三つの形態においてである。そのいずれも、国家権力を動員しているという限りにおいて、国家価格と称することができる。ただし、三つの形態のうち、市場を媒介として成立する国家価格は、「基本的国家価格」だけである。しかも、この形態の国家価格が、利子や地代を含まず、かつ国家権力を動員しない場合は、現象としては国家価格ではあっても、価値関係としてみれば、市場生産価格である。もっとも、国家価格の概念としては、経済関係（価値関係）の中に、「国家権力の行使」を含んでいること、それが「国家価格」という経済的範疇の基本的概念を規定する理論的前提なのである。だから、上記の三つの形態の国家価格は、その「国家権力の行使」の形態が異なることによって区分された国家価格なのである。

ところで、「国家機構」が行使する「(国家権力)」は、これを一般的にみれば、労働の生産物で

はなく、したがって価値実体をもっていない。それにも係わらず、国家権力を背景とした「国家の権利」は、一定の経済関係の中では、「商品」の価格として表現される。別の表現では「価格をもつ」。従って、国家価格は、これまでの利子や地代と同様に擬制価値であり、「市場調整的生産価格」の一つの形態である。

しかしながら、「国家権力の行使」が可能となる「国家の権利」は、「市場調整的生産価格」が内包している個別的所有権の貸付価格（私的擬制価値）とは異なった形態の擬制価値として現れる。

すなわち、国家機構が、他の経済主体と取り結ぶ経済関係は多様であり、かつ、「国家権力の行使（動員）」という点では、共通性をもっている。その限りにおいて、多くの「国家価格」は、私的擬制価値ではなく、公的擬制価値であるか、公的擬制価値を含んだ商品の価格として現れる。いわば、「国家権力」は「公的擬制価値」の根源であり、これを含んだ商品の価格は、これを「国家価格」として一括することができる。

しかしながら、その「国家価格」は、権力動員の形態によって、擬制価値の現れ方が異なる。したがって、これまでに分類してきた三つの形態の国家価格のそれぞれについて、国家権力が、現実の商品市場において、どのような形態で擬制価値として現れるのかという視点から、もう一度、整理し直す必要がある。第五節では、それを概観しておこう。

注

- 1) 拙稿「擬制価値としての国家価格」（『立命館経済学』第68巻第2号、2019年）

第五節 擬制価値としての国家価格

本節では、国家価格の二つの形態(1)「基本的国家価格」、(2)「政治的国家価格」のそれぞれについて、公的擬制価値の現れ方について具体的に検討する。なお、(3)「国家政策価格」についての検討は、前述したように、残された研究課題としておく。

ただし、(1)や(2)の形態に分類している国家価格ではあっても、それらは、国家政策と強く関連していること、いや、むしろ国家の諸施策がもつ経済的諸関係の具体的な内容としては、(1)や(2)の国家価格として展開されることが多いのである。抽象的だが、このことだけは、あらかじめ指摘しておきたい。

(1) 基本的国家価格と擬制価値

さて、(1)第一形態の「基本的国家価格」と云うのは、国家権力が介在した「市場調整的生産価格」のことである。したがって、国家機構がその権力を社会的再生産過程の中で行使する経済的運動形態の違いによって、以下の三つに分類される。

- ①国家購入価格、即ち国家機構が購入する商品（労働力をも含む物質的財貨）の価格、
- ②国家販売価格、即ち国家機構が販売する商品（専売品や国有地も含む）の価格、
- ③国営企業が購入し、販売する商品の価格。

まず、①国家購入価格だが、この価格は購入する商品の価格および数量によって異なった方式

でもって、市場に現れる。すなわち、購入する場合の商品が小規模、したがって小額の場合には、国家機構はその商品を「市場生産価格」によって、つまり「適正価格」で購入する。購入商品としては、種々の資材や日常的消耗品である。なお、その場合の「適正価格」は、国家権力が介在せず、したがって、擬制価値を含んでいないので、現象的にはともかく、厳密な意味での国家価格ではない。

これに対して、大規模かつ高額な商品を購入する場合には、国家機構は、国家権力を行使をしながら商品購入を行う。例えば、「信用」や「機密保持」という視点から、随意契約方式などによって、購入相手（例えば大手商社）を厳選し、市場生産価格を大幅に上回る価格（大手商社に対して、超過利潤を保証するような価格）、すなわち公的擬制価値を付加した国家価格で購入する。取り扱い商品は、武器・軍需品、土地などであり、庁舎などの建設費もこれに含まれる。

とくに労働力商品の購入価格として現れる公務員賃金の場合には、一方で、官僚に対する高額賃金（報酬）を支払い、他方では社会的賃金水準を抑えるために、低賃金水準の分断的賃金制度を政策的に施行する。

さらに、緊急を要するような商品（例えば土地など）を購入する場合には、強制買収、あるいは強制収用というような、市場を通さない、いわば政治的な価格で買収することがある。ただし、これは第二形態の「政治的国家価格」の部類に属する。

②国家販売価格は、国家が所有する国有財産（土地、建物、立木、船舶など）を売却する場合の価格である。これが小額、小規模の場合には、国家機構は、公開市場（官報や新聞広告なども含む）で競争入札を行い、まさに「適正価格」で売却する。だが、大規模、高額の場合には、随意契約などの非公開市場で、大手資本に対して、名目的には「適正価格」ではあっても、実態としては、「格安」で売却する。この「格安」の価格は、まさに国家権力を動員した国家価格の典型であり、支配的資本に対する「利潤保証（提供）価格」である。この場合の商品価格は、「マイナスの公的擬制価値」を含んだ商品価格である。ちなみに、国家機構が販売する商品としては、国有地、中古船舶、中古庁舎、不要の設備・機械などである。

注意すべきは販売市場を非公開にするという点で、実質的に市場における自由競争を排除しているという点で、この国家価格は第二形態の「政治的国家独占価格」になっているとみることができる。国家権力の行使は、いつでも、そしていずれも、政治的なのである。

③国家機構の一つである国営企業が販売する商品の価格も、販売相手の違いによって、二つに分かれる。販売相手（購買者）が一般国民である場合には、高い国家価格（擬制価値としての租税部分を含む）で販売し、そして大企業を想定した場合には割安ないし格安な国家価格で販売するという具合に、その販売形態は二つに分かれる。極言すれば、前者は擬制価値を含んだ価格、後者はマイナスの擬制価値をもった価格である。なお、取り扱い商品としては、前者は各種の酒、煙草などの専売品、後者は、各種の公共料金、例えば電力料金や鉄道貨物輸送料金などである。ここでは、国営企業を「国家資本」とみなして良いかどうかという問題が残る。このことについては既に前の論文で言及している。

以上、見てきたように、第一形態の国家価格は、市場を媒介するという意味では、「経済的国家価格」とも云いうる。だが、もし、その「市場」を非公開とするならば、そこに国家権力が介在することになり、プラスやマイナスの公的擬制価値が付加され経済的国家独占価格となる。

(2)第二形態の「政治的国家価格」は、市場を媒介としないで、商品の価格が政治的に決定されるという点で、第一の形態の国家価格とは基本的に異なった性格のものである。

ここで、予め留意しておくべきことがある。それは、自由競争が行われる市場を直接的には媒介しないで、価格が形成されるという経済関係（その物象化としての価値）が社会的に存在するということの認識である。

通常の商品市場では、商品の売り手と買い手の両方がそれぞれ複数存在し、商品の価格は、市場における両者の自由な競争関係を通じて決まる。

だが、国家権力が介在する場合の経済関係には、市場を媒介としない価格で、つまり政治的な価格で、「商品」が売買（調達・払下）されることがある。

国家機構が購入する商品の所有者が、その商品の販売（売り渡し）を拒絶する場合には、国家機構は国家権力を動員して、強制調達（収用）することも多々ある。その典型は、戦時における軍用地や軍事資材の調達である。そこでの価格は、まさに市場競争関係を抜きにした政治的国家価格である。

第六節 国家価格としての租税

「商品」の中には、その売り手が国家だけで、代金を支払う需要側は、特定の個人だけではなく、国民一般という特殊な経済関係をもった商品も存在している。これは、これまで展開してきた「自由で平等」という論理の枠をはみ出す新しい経済関係である。そして、この新しい経済関係を物象化した価値形態は、私的ではなく、公的な形態の擬制価値である。具体的には、国家価格の第二形態である「政治的国家価格」の一種である「租税」が、その商品の価格である。

この新しい形態の、すなわち公的な形態の擬制価値とは、個人や資本家、あるいは地主といった私的財産を所有する経済主体が、その使用権を賃貸することによって生ずる利子や地代をもたらすという経済関係ではなく、全社会的な形態での、つまり「国民的諸権利の総体的保証」という、商品の価値いわば公的な信用に基づく擬制価値のことである。

国民が私的に所有する財産、そして個別的な諸権利は、資本制経済のもとでは、その賃貸関係があれば、価格をもつので、擬制価値となる。同じように、国家が提供できる「国民的諸権利の総体的保証」もまた、形態は異なるが、特殊な擬制価値、いわば公的な擬制価値をもった商品である。

確かに、この特殊な擬制価値をもつ「国民的諸権利の総体的保証」という商品の価格である租税は、価値実体は無いが、資本制的経済の諸関係を通じて、特殊な擬制価値として現れる。そして、この特殊な擬制価値は、その貨幣的表現として「価格」をもち、それが国家権力を媒介とする限りにおいて、それは国家価格の一形態ということになる。

この「国民的諸権利の総体的保証」という商品の価格、つまり「買い手」（納税者）が商品に対して支払う価格（課税額）は、市場を媒介とせず、政治的に決定される。そして階級社会においては、この政治的決定は民主的ではなく、階級的利益を守るべく不平等に、非民主的に行われる。それが資本制社会の場合には、資本蓄積に資するように行われるというのが、論理展開の

前提である。

しかも「買い手」（納税者一般）が受け取る「保証」は、物質的財貨であるとは限らず、まさに、私的所有権そのもの、それを基礎とした「命名権」や「営業権」などのように、「権利」という擬制価値だけの場合もある。実に特殊な商品である。そこで、国家価格の第二形態である「政治的国家独占価格」の典型である「租税」を対象として取り上げ、それを、等価交換および擬制価値という視点から、資本蓄積との関係を明らかにしていきたい。

租税に関する国家と国民一般との経済関係は、これを現象としてみれば、国民一般が国家に「租税」を納入する関係、それを逆に見れば、国家が国民一般から「租税」を収奪する関係のように見える。つまり、そこだけを見れば、国民は、租税の対価としての「商品」、あるいは反対給付と想定される「商品」を国家から、直接かつ即時的受け取るとはみえない。要するに、国民は「納税の義務」を政治的に負っているだけのように見える。

したがって、租税をめぐる関係は、商品の売買関係（経済関係）としてではなく、まさに「納税の義務」を国民に権力的に課すことによって、国家は、国民から収奪するという政治的關係として把握することもできる。

このことを国民からみれば、「納税は義務」であって、国家からは、なんらの反対給付を約束されたような経済関係ではないように見える。つまり、「租税」を「何らかの商品の価格」と見なすことは、等価交換を前提とする資本制経済法則の原理からみて、一定の難点がある。だから、「納税」を現象的にみれば、その対価となる商品が見えず、仮に反対給付があっても、個別企業や個人には関係しない場合も多い。だから、租税を収奪と見做しても、決して非論理的とは言えない。政治学的には、まさにその通りである。

しかしながら、貨幣や土地の占有権、あるいは営業権や命名権など、「価値実体は無いが価格をもつ」という「擬制価値」である商品が、社会的に、かつ普遍的に存在している以上、「租税」をめぐる経済関係も、市場を媒介しない、つまり特殊ではあるが、一つの擬制価値をめぐる経済関係として把握することは、論理的にみて、それほど整合性を欠くものではない。

これは極めて抽象的な表現であるが、国家は、「国民的諸権利の総体的保証」という擬制的商品を国民に売却し、国民（納税者）は「国民的諸権利の総体的保証」という商品を、国家から購入するのである。租税については、このような経済関係が、国家と国民との間にある。そのように理解すれば、租税とは、「国民的諸権利の総体的保証」という、特殊な擬制価値をもった商品を、国民が国家から購入する場合の価格と概念規定することができる。そして、この概念規定は、価値体系の論理的展開、あるいは経済学の方法論的展開という視点からは、むしろ社会科学のであると言えよう。

そこで問題となるのが、「国民的諸権利の総体的保証」を、「特殊な擬制価値」と規定することが可能かどうかということである。

もともと、「擬制価値」は土地占有権（地代の源泉）とか貨幣の排他的使用权（利子の源泉）といったように、私的所有権という商品を賃貸する価格であり、私的所有形態にある営業権や命名権なども含めて、「価値実体は無いが、価格をもつ」という経済関係を物象化した商品の価格である。つまり、その根底には私的所有制度がある。

これに対して、「国民的諸権利の総体的保証」の中には、居住権、営業権、移住権などのよう

に、明らかに「権利を総体的に保証する価格」としての「擬制価値」が含まれている。だが、「権利を保証する」とは云っても、実態的にみると、それらは、国民の個々人に対する物質的財貨の直接的な供与としてではなく、まさに「国民的諸権利の総体」に対する間接的な物質的供与として、法律や条例の制定、それを遵守する警察機構や各種裁判所の設置などという形態で、物質的（財政的）支出を行うのである。

それに加えて、生活保護をはじめとする各種の社会保障、教育・文化・スポーツなどの国民的諸権利に対しては、それを実際に保証するためには、国家は、国民の全員に対して、あるいは国民の一部に対して、産業振興奨励金、営業保証の補助金、各種の社会保障費（教育の奨学金などを含む）のように、実質的な財政支出を必要とする「諸権利の保証」もある。これらは「総体的」ではあっても、一部の国民や企業は、まさしく反対給付としての性格をもった商品として受け取るのである。そこに階級的利益を反映した不平等があることは論をまたない。

したがって、租税をめぐる経済関係については、国民は、「国民的諸権利の総体的保証」という商品を、いわば「権利」として、また場合によっては、「実質的反対給付」を受け取っているのである。つまり、国家は、国民に対して「諸権利の総体的保証」を、法制度的給付（擬制価値）や実質的給付（財政支出）を行う義務がある。これは国民の「納税の義務」に対応した国家の義務、すなわち、「国民的諸権利の総体」を保証する国家の義務である。したがって、租税をめぐる国家と国民との経済関係は、「自由と平等」を基本的理念として成立している資本制社会のもとでは、総体としては双務的な関係にある。少くとも、論理的にはそうである。

かくして、国民の納税という義務に対して、国家がその義務の履行を怠る場合には、国民は、「生活保障」や「生存権の物質的保証」という国民的諸権利の社会的存在を国家に認めさせ、かつ、それを履行させるための国民的大運動を展開していく合理的な根拠が、ここにある。表現を変えれば、この関係は、「国家信用」および国家の存在理由が問われる大きな問題でもある。

だが、租税を巡る経済関係をこのように理解するのは、なかなかもって困難である。

何故なら、租税一般は、原理的には「国民的諸権利の総体的保証」という商品の価格と規定しても、実際に、その価格（租税）決定が、国家機構によって政治的に（非民主的・かつ不平等）行われ、また、国民の個々人にとっては、保証されるべき権利内容および権利として受け取るべき反対給付が質量的に明確ではないからである。

「国民的諸権利の保証」が、一部、特定の階級に対して重点的に行われるならば、そこには、租税の徴収に関して、またその反対給付に関して、階級的不平等という問題が生じてくる。用途目的が明らかな目的税を別とすれば、この階級的不平等性が、「租税」を、自由で、平等である経済関係として把握することを困難にするのである。さらに云えば、本稿でも使用している「国民的諸権利の総体」という表現もまた、その階級的不平等性を隠蔽することになっている。もっとも、本稿では、「国家価格」を分類し、その一形態として「租税」を位置づけ、さらに租税関係における階級的不平等性を、「擬制価値」をめぐる経済的諸関係として把握し、加えて、資本蓄積との関連について、不十分ではあるが、それなりに明らかにしてきた。

従来の経済学は、「租税」をめぐる関係を、政治学的に、「国家権力による収奪」として理解するだけに留まっていた。その原因は、公的・私的「擬制価値」の社会的存在を、経済学として十分に認識せず、その結果として、租税を「国家価格の一形態」として経済関係論的に把握できず、

いわば技術論的に論述してきたからである。

従来の経済学が、価値体系の豊富化、すなわち経済理論の高度化を展開できなかったのは、「経済的諸関係の物象化としての価値諸範疇」という理論的理解と「擬制価値」が社会的かつ一般的に存在しているという事実を十分に認識してこなかったからである。

あとがき

高内俊一氏（当時は『エコノミスト』編集長、のち立命館大学教授）が企画した「マルクス経済学的手法による日本経済分析」と題する座談会が開かれたのは、1970年のことである。その座談会を司会した伊東光晴氏（東外大教授）は、その席上で、次のような発言をしている。

「現代資本主義との問題を議論しますと、どうしてももう一度価格なり、その背後にある価値なりの動きのなかで、法則論としてこれを発展しなければならない。帝国主義論の方法だけでは、内部構造分析はできないのじゃないか」（『戦後日本経済研究の成果と展望（下）』、エコノミスト編集部、1970年、2902ページ）

この発言を理解するためには、当時におけるマルクス経済学者の多くが、経済学の「理論体系」を、『資本論』+『帝国主義論』+「全般的危機論」というように把握していたという事実を知らねばならない。それと同時に、宇野弘蔵氏の「段階論」のように、「資本主義」が独占段階になれば、価値法則がそのままでは貫徹しない不純化傾向をもつという理解も流布していた。

『帝国主義論』は、確かに、独占資本主義時代となった20世紀初頭の世界経済を「概観」した名著ではあるが、それは価値論をふまえた理論体系ではなかった。つまり、そこで展開されている経済関係を、国内的にも、また国際的にも、価値論として法則的に把握するという視点を欠いていた。それは『帝国主義論』が「概観」として書かれたという方法論的限界とその帰結でもあった。

通称、「宇野理論」では、独占段階になると、自由競争段階における価値法則はそのままでは貫徹しなくなるという「不純化傾向」を鋭く意識していた。だが、宇野氏は、それを経済的諸関係の複雑化として、つまり、その複雑さを物象化した、より高度の価値法則として理論化するという方法論を採らなかった。宇野氏は、経済学を「類型化論」として経済分析や経済政策論へと転換させ、経済理論を価値論的に展開するという方法論を放棄してしまうのである。

そうした学問的状況が生じたのは、価値範疇としての「擬制価値」、経済学的範疇としての「国家機構」や「国家価格」といった経済的諸範疇を、社会科学としての経済学が設定し、かつそれを理論として展開してこなかったからである。

そのため、国家権力を動員（Mobilization）した経済的諸関係の変化とその運動法則、とりわけ国家価格と資本蓄積との関連を法則的に明らかにしえなかった。さらに、価値体系としては「上部」に位置する「世界の経済構造とその運動法則」を、価値論として明らかにするまでの経済理論を構築するという道を閉ざし、閉塞させてしまったのである。

本稿は、そうした経済理論の閉塞状況を打破するための一試論である。もとより価値体系論、とりわけ擬制価値論としての利子や地代の把握、あるいは国家価格に対する概念規定や分類、あ

るいは租税を「国民的諸権利の総体的保証の価格」として把握することには、異論があるかもしれない。

本稿の主たる研究課題は「価値体系と国家価格」であり、これまでの価値体系を、「市場調整的生産価格」として現れる（私的）擬制価値、その擬制価値でも特殊な公的擬制価値形態として「国家価格」という経済的範疇を措定し、「国民的諸権利の総体を保証するという商品の価格」として「租税」について論究してきた。

だが、本稿は、独占価格論や国家独占価格論、国際的な経済関係を物象化した国際的生産価格や世界市場価値などについては、まだ論及していない。独占価格や国際価格、世界価格（いずれも価値範疇）などを含んだ価値体系の構築は、生産諸力の発達、新しい産業の出現と普及、株式市場や新しい国際的金融市場の展開などと合わせて、今後に残された研究課題としておく。もっとも、そこへと続く方法論的道筋は、本稿によって開かれている。